



# 議会だより

第 161 号 (通巻第 253 号)  
平成 26 (2014) 年 8 月 15 日  
発行 島本町議会  
編集 議会だより編集委員会  
TEL (075) 962-6315  
FAX (075) 962-6322

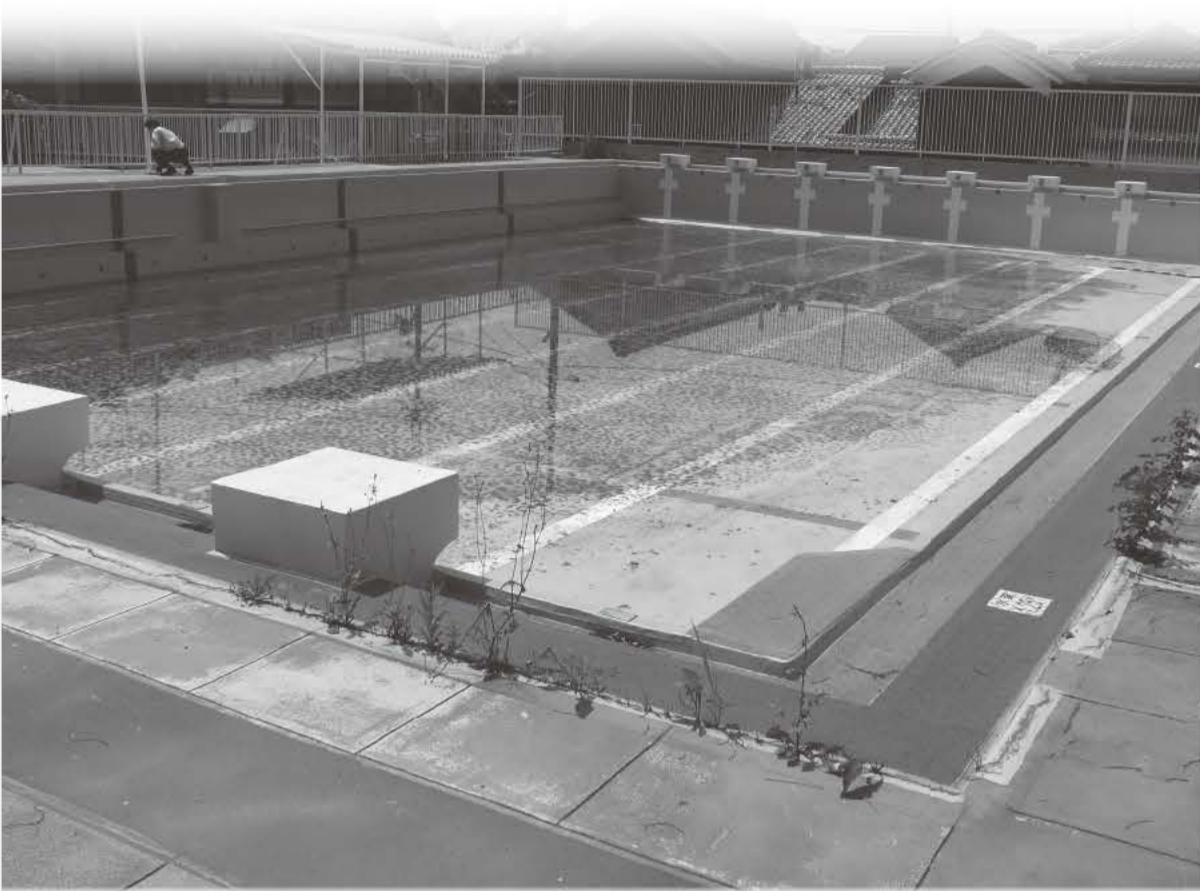
## 紙面の案内

- 2 面 可決された条例・契約案件等、人事の動き、議決結果一覧表ほか
- 3 面 一般質問
- 4 面 一般質問、4 月臨時会議、編集後記ほか

## 6 月定例会議

平成 26 年島本町議会 6 月定例会議は、6 月 23 日から 25 日までの 3 日間、開催されました。

初日から 2 日目にかけて、10 名の議員が町政の諸課題等について一般質問を行った後、前年度予算の繰越しに関する 2 件の報告を受け、3 件の人事案件の諮問について全て適任と判断しました。その後、3 日目にかけて、契約案件や条例案など計 11 件の議案について慎重審議を行い、全て原案どおり可決しました。最後に議員提案された 2 件の意見書を全員賛成で可決した後、散会しました。



▲廃止されることが決まった町立プール (本年 6 月撮影) …半世紀以上にわたって、住民の皆さんに親しまれてきました。長い間、ご苦労様でした。

## 町立プールを廃止

- 賛成多数で条例可決 -

### 主な討論

#### 賛成

▼移転新設には、施設にもよるが超概算でも 5 ～ 9 億とみている。本町としては何よりも学校の耐震化や水路改修など、生命に関わることを優先しなければならぬ。夢は捨てず、何十年かかろうが計画ができるまで健全財政と本町の発展に努めていくべき。放置していても毎年、借地料がかかること、何よりも利用者の安全確保ができない状況では、現施設の廃止は致し方ない。

▼これ以上問題を先送りにして、次世代に無理な財政負担を強いることは避けるべき。生産年齢人口の推移を考えたとき、現在ある全ての施設を、今後、税金で維持していくことは不可能。このことを抜きに、この問題は議論できない。

#### 反対

▼3 月予算議会で休止について論議をしてから、今回の廃止提案まで 3 か月。この間、住民に対する現状説明やプールの将来構想を提示することもなく、いきなりの廃止提案は、あまりにも乱暴。

▼保健所からの指導あるいは老朽化の実態を見て、また、これが借地であるということも含めて、廃止も一定理解するが、説明責任と合意形成のプロセスに大きな問題がある。もう少し時間をかけて結論を出しても遅くない。

▼子ども達に安全にプールを利用

### プール撤去工事設計を含む補正予算を可決

6 月定例会議には、上記の町立プールを廃止するための条例とともに同プールの撤去工事設計業務を含む一般会計補正予算が提出され、議会は賛成多数でこれを可決しました。

主な内容は、前年度決算に伴う剰余金の基金への積立て、国庫補助金を活用した乳がん・子宮頸がん検診のコール・リコール (繰り返しの個別勧奨) 費用、子ども子育て支援新制度の周知を図るための費用などです。

### 9 月定例会議のお知らせ (予定)

- 本会議  
9 月 3 日 (水) ・ 4 日 (木) ・ 5 日 (金) ・ 8 日 (月) ・ 30 日 (火)
  - 総務建設水道常任委員会  
9 月 10 日 (水) ・ 11 日 (木) ・ 12 日 (金)
  - 民生教育消防常任委員会  
9 月 16 日 (火) ・ 17 日 (水) ・ 19 日 (金)
- ※いずれの会議も、午前 10 時開始です。



可決された契約案件等

○工事請負契約の締結について (島本町 防災行政無線整備工事)

老朽化した現在のアナログ式の防災行政無線をデジタル方式に更新し、機能の向上を図るもの。契約金額は 3 億 2 6 0 1 万 6 3 6 0 円、請負者はパナソニックシステムネットワークス株式会社システムソリューションズジャパンカンパニー関西社、契約方法は制限付き一般競争入札。

○工事委託協定の締結について (島本町 公共下水道山崎ポンプ場施設機器等延命・更新工事委託に関する協定)

平成 22 年度に策定した山崎ポンプ場長寿命化計画に基づく工事の一環として今回、平成 26・27 年度の 2 か年で機械設備等の工事を行うもの。協定金額は 2 億 8 5 1 0 万円、受託者は日本下水道事業団、契約方法は随意契約。

○動産の買入れについて (高規格救急自動車)

購入後 17 年が経過した高規格救急自動車 (消防本部設置) を更新するため、新たに買入れれるもので、買入れ金額は 1 8 7 8 万 1 2 0 0 円、買入れ先は日産大阪販売株式会社高槻上牧店。

○人権擁護委員の推薦について

- 【順不同・敬称略】
・向井 秀史 (再任)
・藤井恵美子 (再任)
・浦田美由紀 (新任)

人事の動き

議会は、町長から諮問された次の件について、適任と認めました。

車 (消防本部設置) を更新するため、新たに買入れれるもので、買入れ金額は 1 8 7 8 万 1 2 0 0 円、買入れ先は日産大阪販売株式会社高槻上牧店。

○動産の買入れについて (高規格救急資器材等)

高規格救急自動車の更新に伴い、これに積載する救急資器材等 (人工呼吸器、輸液ポンプ、測定機器等) を買入れれるもので、買入れ金額は 7 3 2 万 2 4 0 0 円、買入れ先は株式会社アダチ。

可決された条例

○職員の配偶者同行休業に関する条例の制定

地方公務員法の規定による職員の配偶者同行休業制度 (職員の配偶者が海外勤務等になった場合に、当該職員が海外において生活を共にするために一定期間の休業を認める制度) を創設す

○島本町税条例の一部改正

地方税法の一部改正に伴い、年金所得に係る住民税の特別徴収の規定を整備するほか、小型特殊自動車の税率の引き上げ等を行うもの。

○島本町非常勤消防団員退職報償金支給に関する条例の一部改正

政令の一部改正に伴い、消防団員の処遇改善を図るため、退職報償金引き上げを行うもの。

○島本町火災予防条例の一部改正

政令の一部改正に伴い、対象火気器具等の取扱い基準、屋外催しに係る防火管理の基準に関する関係規定の整理を行うもの。

○島本町立プール設置条例の廃止 (一面参照)

平成 26 年 6 月定例会議 議決結果一覧表

Table with 2 columns: 件名 (Item Name) and 議決結果 (Decision Result). It lists various council resolutions such as 'Recommendation of the Island Town Agriculture Committee' and 'Revision of the Island Town Tax Ordinance'.

議会は次の 2 件の意見書を全員賛成で可決し、6 月 26 日付けで、内閣総理大臣ほか国の関係機関に送付しました。

「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使う者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーション手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006(平成 18)年 12 月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011(平成 23)年 8 月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第 22 条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、本町議会は、国会及び政府が下記事項を講ずるよう強く求める。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」を制定すること。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B 型・C 型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療と B 型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額の医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定(障害者手帳)の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時(平成 23 年 12 月)には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。そこで、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、新たな具体的措置を講じて頂きたい。

肝硬変・肝がん患者は、毎日 120 人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、本町議会は、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。



※原稿は、質問した議員の責任において作成されたものです。

# 一 般 質 問

6 月定例会議では、10 人の議員が一般質問を行いました。紙面の都合上、要約してお伝えします。

## 町役場の議会及び議員に対する姿勢について

関 重勝

**問** 公務員として節度を持たず誠実かつ公正に職務遂行すべきであるが、島本町の執行部は自信を持って適切に対応していると言えるのか。

**答** 執行部と議員の関係については、一定のルールに則して対応すべきであると考えられる。執行部としての対応に疑いの念を持たれたということはあるが、そのようなことは全くない。

**問** これまでの議員活動を通じて、執行部と一部議員が特別な関係にあるのではないかと、行政の中立的運営、執行部としての誠実かつ公正な職務執行について、強く疑いの念をもつていかがか。

**答** 一部の議員と特別に話しをすることはない。行政として疑念を持たれたということについては、あつてはならないと考えている。仮にそのような感じられたのであれば、今後の対応に十分留意している。

**問** 島本町の職員においても、公務員としての倫理、モラルを持った行動が欠かせないが、町長として今後どのような職員を指導するのか。

**答** 一定の距離感のもと、議会と行政が議論を深めることが重要である。公務員は誠実かつ公正に事務を執行しなければならず、疑念を持たれないように、厳に自らの行動を律すべきだと考える。

## 「学童保育の整備」について

岡田 初恵

**問** 学童保育の多くが小学校 3 年生までを対象としているため、放課後に小学校 4 年生以上の児童をあずける場所が不足、子どもの面倒を見なければならぬため、女性が就業を断念しなければならぬ。平成 27 年 4 月にも、児童福祉法の一部改正により学童保育の年齢が 6 まで拡大される予定で、前倒しで受け入れ体制の拡充を急ぐ自治体も増えていると聞く。女性が活躍しやすい就労環境を整えるため、町はどのように考えているか。

**答** 昨年 11 月に就学前児童及び小学生を持つ家庭全世界帯に対し行った「子ども・子育てに関するニーズ調査」の中でも対象学年の引き上げについて、多くの要望があった。場所の確保などの課題もあるが、早期実現できるように検討している。

**問** 来年は、新しく保育所が 1 園増える。それに伴って児童の人数も増えてくるのではないかと、「小 1 の壁」が終わり、今年度は「小 4 の壁」があり、町は改善すべきと考えているか。

**答** 実施できるよう努力していく。島本町の「子ども・子育て支援事業計画」の中に位置づけていきたいというふうに、考えている。

その他の質問項目  
▼胃がんリスク検診の導入

## 「し尿中間処理施設選定の具体的な内容」を問う

河野 恵子

**問** A B C 各候補地比較のコストについての詳細は。

**答** 供用開始には 3 年程度を見込み、すべての候補地の本体工事費として 5 億円、その他費用は A 淀川水防用緊急備蓄土砂置場は防災対策等の費用で 1 億円以上、B 水無瀬川緑地公園は遊具の移設費用等に 5 千万円から 1 億円、C 住民ホール跡地の一部とその隣接地は搬入路等の整備費用に 3 千万円を見込んでいます。各候補地の維持管理費は年間約 3 千万円を見込んでいます。

**問** 第 1 候補地 C の敷地面積 900 m<sup>2</sup> は過大ではないか。

**答** 臭気対策としてすべての設備を屋内に収納することとし、バキューム車を完全に格納し作業できる受入室、沈砂除去室、ホッパー室、中央監視室配置を計画しており、バキューム車の出入りは町道広瀬桜幹線からの搬入路確保等も必要である。可能な限りコンパクトな施設規模になるよう努力したい。

**問** この議会では全体議論には至らない。9 月の決算議会までに、住民の皆さんの意見を聞く場を設けるべきだ。

**答** 近隣、地元自治会説明会で意見をいただきながら、実施設計等に反映したい。

その他の質問項目  
▼島本初の「地区計画条例」適用事業などの現状とあり方を問う ほか

## 「里道・水路の管理」について

野村 行良

**問** 里道は生活道路等として利用、水路は洪水・浸水対策としての雨水排水機能や農業用水の供給など、住民の生活に直結する施設であり、町が安全かつ安心で機能的なまちづくりを進めていく上で、その適正管理は、ますます重要と考えるが、箇所数、面積など、どのように把握しているか。

**答** 平成 17 年 3 月 31 日に、国から譲与を受けた里道・水路等の法定外公共物については、譲与資料をもとにデータベース化し、地図情報として道路管理システムの中で台帳化及び図形化し管理している。譲与当時の内訳は、「国有財産特別措置法」に基づく約 1100 か所と、「道路法」に基づく約 900 か所の計約 2000 か所面で面積約 15 ha。

**問** 草刈りや浚渫、占用許可、境界確定等、どのように管理しているか。

**答** 里道の草刈りや水路の浚渫・修繕等の機能管理は都市整備課で、占有許可や境界確定業務等の財産管理は都市計画課で行っており、草刈りや水路のゴミ等の苦情・要望は、町雇用の美化作業員やシルバー人材センター等を活用し維持管理に努めている。水路の点検は、毎月 1 回、職員により道路パトロールを実施し、浸水被害の軽減に努めている。

## 子ども・子育て支援新制度について

佐藤 和子

**問** (仮称) 島本町高浜学園が、2 月頃開所とされている。定員 200 名の保育所が開設すると現在の過密状態、待機児の状態はどうなるか。

**答** 6 月 1 日時点の待機児数は 20 名、多くが乳児及び 1 歳児、今後も年度途中での待機児は増えるであろうが、新設により、待機は解消できると考える。既存の園からの転園があれば、過密状態の緩和につながるものと考えている。

**問** 新しい制度のもとで町立 2 園と民間 2 園は認可保育所になるのか。

**答** 町立保育所は現行通りの認可保育所として運営を予定。民間保育所も現在のところ各社会福祉法人から町に対して認定子ども園へ移行したいとの考えは示されていない。

**問** ニーズ調査でも希望が多い病児保育の取り組みは。

**答** 子ども・子育て会議の中で議論を深め計画にどう盛り込むか十分検討したい。

**問** 保育認定時間が親の仕事で 11 時間・8 時間になる。子どもの生活時間に影響は。

**答** 現行の保育でも保育時間は 8 時間である。新制度に移行しても、子どもの健やかな育ち・生活は変わらない。

**問** 学童保育の条例化にあたっては保育に欠ける子ども達の生活の場、という点に変わりはあるか。

**答** 学童保育についてはこれまでと同様と考える。

## 町立第一中学校の耐震化工事もしくは建て替えの早急な決定を求む

田中 修

**問** 全国の公立小・中学校の耐震化率は、今年 4 月 1 日現在、92.5%にも達している。しかし、耐震化の遅れている本町においては、町立第一中学校の耐震化工事もしくは建て替えの早急な決定と、それに伴う工事が最重要課題であると考えるが、現在どのような状況にあるのか。

**答** 町立第一中学校の耐震化については、平成 22 年に耐震診断をしたが、文部科学省の耐震基準に達していない結果であった。平成 24 年度に耐震化のための設計業務を実施したが、基礎となる杭に問題があることが明らかになり、耐震補強工事での対応は困難となった。

そのため、減築または現地で建て替え、移転も含めた検討が必要になっている。授業やクラブ活動への影響、移転する場合の用地確保などの課題について検討を進めているところである。一方で町財政に及ぼす影響が非常に大きく、財政との整合をどのように図っていくのかが大きな課題になっている。また、公共施設全体の中で学校施設のあり方も含め、現時点においては、結論を示すことができない。



### 「魅力ある学校図書館づくり」について

川嶋 玲子

**問** 総合的に子ども達が利用しやすく、また、利用しにくくなる環境を作り上げていくことが重要であり、様々な本と出会い、心を育て、より深く「生きる力」を与えるためにも、また、学習に役立てるためにも工夫が大切であると考えるがいかがか。

**答** 「読書力」を育てることは、学力向上の基盤となることは言うまでもなく、生涯を貫く「生きる力」の育成にも繋がり、学校図書館の役割は大変大きく、授業ができる学びの場の役割も担っているため、子ども達にどうアプローチするのかが大切と認識している。平成 23 年度からは、図書館を活用した授業改革が始まっているが、十分とは言えない面もあり、新しいスタイルの学校図書館活用教育の推進が必要であると考え、今年度は小学校全体で 2 名の学校図書館専属教員を配置した。

**問** 他の自治体では、小中学生、一人ひとりに 1 冊の読書ノート渡し、年間通して活用されている所もある。子ども達の意識を深める意味で進めて頂きたい。また、図書専属の方を各校 1 名ずつの配置を要望するがいかがか。

**答** 担当を通じて学校と協議を図っていききたい。

その他の質問項目  
▼共生社会をめざすまちづくり

### 旅券発給事務の本町への権限移譲の進め方に関して

外村 敏一

**問** 昨年 12 月の議員全員協議会での本件に関する報告の際には、この事務は町単独でも受けることができるという説明は一切なかった。なぜそういう説明をしなかったのか。

**答** その際には、大阪市のバスポートセンターに行くのか、あるいは高槻市でもそういった利用ができるのかというところで説明したが、本来はその市町村で事務を受け、これが事務移譲である。本来の形については当時の説明としては少し失念していた。

**問** なぜこの業務をいきなり高槻市との事業連携のテーマとしてあげたのか。私には理解しにくい。その動機と狙いを伺いたい。

**答** 本町で受けるにあたっても課題が生じることも勘案し、広域連携の手法について検討の必要があると判断した。

**問** この 4 月の議員全員協議会で、総合政策部長は「住民サービス」の点では色々議論はある」と答弁されている。要するに町自身本業務の高槻市への事務委託は住民サービスの点では問題があると認識されている。明らかに本町独自でやれる事業だと。他に狙いがあるのではないか。

**答** ご指摘のとおり町の窓口でやればワンストップサービスでできる。そういった中でも事務委託した場合の費用対効果と住民サービスの点の両面から検討して参りたい。

### し尿中間処理施設整備について

平野かおる

**問** し尿中間処理施設の候補地が報告された。「透明こそ正当な行政の証」であり、同施設のように公益性があるものの、住民の合意形成の難しい施設の建設においてこそ透明性のある、住民参加の手法が必須。健康影響の問題や視覚的・心理的不快感の問題とともに、用地選定手法や情報公開等の合意形成手法が問題になるからだ。町だけで決める姿勢は今後の施設整備に課題を残すが見解を。候補地対象を 3 点に絞った理由を。

**答** 候補地選定は地元の利害関係や責任の所在等を考え、建設可能な町域内の公有地を対象に検討を進め「淀川水防用緊急備蓄土砂置場」と「水無瀬川緑地公園」と「住民サービス」の点で候補地として検討。候補地条件は、法的要件の制限がないか、整備に必要な面積が確保できているか、公共下水道が既設されているか、または容易に可能か、希釈水として井水の確保ができるかなど。

**問** 候補地の住民ホール跡地は、公共施設用地として十分な活用が期待される。あえて検討対象とした理由は何か。

**答** 総合的に評価をした結果、最も高い評価であった。跡地は、特定の目的を持たない土地と答弁していたが、今回はその一部を利用して中間処理施設を建設する。

### 旅券発給事務における窓口対応業務の事務委託は必要ですか

戸田 靖子

**問** 再任用職員を 1 人配置して、町独自で対応した場合、他の行政サービスも補え、窓口業務の環境充実に意義ある負担となる。旅券発給事務は直営で行うのが得策と考える。

**答** スケールメリットによる経費節減や日曜交付などプラス効果を得るという選択肢も「地方自治法」の趣旨を踏まえたもの。総合的に勘案して方針を決定する必要がある。

**問** 現場あつてこそそのノウハウの継承。年 200 万円未満の削減効果を求めて住民から確実に歓迎されるバスポート交付の窓口業務を、なぜみすみす手放すのか。理解に苦しむ。

**答** 財政効果としては少ないが効率的な財政運営は広域連携の一つの考え方。

**問** 住民側からすれば窓口サービスに広域化のスケールメリットなどない。遠くなる。旅券発給事務を高槻市に委託するということも、もはや水無瀬駅前行政サービスコーナーを設置する意思はないと理解してよいか。バスポート発給事務の初期投資とは比べものにならない経費がかかる。

**答** 的確な行政運営にあり、様々な業務によってその視点は変わる。

**問** 議会の合意形成プロセスをせず正式依頼を行うことは認められない。認識を問う。

**答** 事務担当者間での協議、議会の意見を踏まえて対応したい。

## 4月臨時会議

4 月臨時会議は、第二中学校の耐震補強等工事の契約案件などを審議するため、4 月 23 日に開催されました。  
主な議案の内容は次のとおりです。

○島本町税条例の一部を改正する条例の専決処分について  
地方税法の一部改正により本年 3 月 31 日付けで町長が専決処分した件の報告。地方税法の

### 平成 26 年 4 月臨時会議 議決結果一覧表

件名	議決結果
○島本町税条例の一部を改正する条例の専決処分について	報告を承る
○工事請負契約の締結について	可決(全員)
○平成 26 年度島本町一般会計補正予算(第 1 号)	可決(全員)
○平成 26 年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)	可決(全員)

創設や軽自動車税の引き上げに伴う所要の規定の整備など。

○工事請負契約の締結について  
(町立第二中学校耐震補強等工事)  
契約金額 1 億 2 433 万 1 760 円、請負者は株式会社掛谷工務店、契約方法は随意契約。工事は、本年 12 月 15 日までの工期で行われる予定。

### その他の活動

#### ○所管事務調査研修

7 月 8 日、総務建設水道常任委員会で大阪府泉北郡忠岡町のクリーンセンター(ごみ処理施設)に向き、所管事務調査研修を行いました。毎年多額の維持補修費用を要する本町の清掃工場の今後の運営方法を考える上での参考とするため、忠岡町で実施されている長期包括運営委託方式(管理運営だけでなく施設の維持補修等も含めて長期間委託すること)についてお話を伺いました。



#### ○前期議員研修

7 月 17 日、元埼玉県教育委員会委員長の松居和さんを講師に迎え、「子育て

### 編集後記

「町立プール」。私が小学校低学年だった当時は学校にプールがなく教室で着替えて授業を受けに行った事、夏休みは毎日泳ぎ真黒に日焼けした事、結婚し子どもを連れて行った事等を思い出します。今では各学校にプールが設置され、また約 5 8 年が経過し老朽化が著しく維持管理も難しい状況との事でその役目を終えます。お疲れ様、子どもたちや、住民の皆様は沢山の思い出をありがとう。(N・M)

ては社会のかすがい、幼児が親心を育て、社会に絆が生まれる」をテーマに講演をいただきました。当日は議員だけでなく関係部局の職員も多数参加し、子育てや保育に関する貴重なお話を聞くことができました。